

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(令和4年2月22日公表 「金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件(案)」に対するもの)

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>日本STO協会とは何か。 第1条で、日本証券業協会自主規制規則と日本STO協会自主規制規則を場合分けする理由を教えてください。</p>	<p>日本STO協会とは、電子記録移転権利等の売買その他の取引等を公正かつ円滑にし、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的として設立された一般社団法人であって、金融商品取引法第78条第2項に規定する認定金融商品取引業協会をいいます。</p> <p>本告示(金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件)第1条第1号及び同第2号は可読性の観点から場合分けをしております。</p>